

平成 29 年 宜野湾市教育委員会第 13 回会議録

教育長 知念春美

教育委員 平良明子

開催日時：平成 29 年 12 月 22 日 開会 15：30 閉会 17：30

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席委員：知念春美教育長、平良明子教育長職務代理者、宮城邦子委員、
諸喜田徹委員、大城進委員

出席職員

【教育部】 教育部長 島袋清松、教育部次長 桃原忍子
(総務課) 主任主事 前田美和、主事 宮竹紗弓

【指導部】 指導部長 甲斐達二、指導部次長 伊佐英明
(指導課) 指導課長 加納貢
(学務課) 助成係長 徳田千賀子

議事日程

議案第 26 号 平成 29 年度宜野湾市一般会計補正予算 (第 2 号) に係る臨時代理の承認について

議案第 27 号 平成 29 年度宜野湾市一般会計補正予算 (第 3 号) に係る臨時代理の承認について

議案第 28 号 宜野湾市立学校創立記念事業補助金交付要綱の制定について

議案第 29 号 平成 29 年度管理職異動発令の内申に係る臨時代理の承認について

○知念春美 教育長 皆様こんにちは。本日の出席委員は4名で定足数に達しております。ただいまから、平成29年第13回宜野湾市教育委員会定例会を開会いたします。本委員会が審議します案件は4件となっております。本日の会議録署名人は、平良教育委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。11月29日開催の第12回定例教育委員会の会議録の承認を行います。会議録の署名委員は大城教育委員となっております。会議録につきましては、既に配布してございますが、字句の訂正を除き承認して頂きたいと存じます。よろしいでしょうか。

○一同 異議なし

○知念春美 教育長 ただいま、第12回定例教育委員会の会議録について、承認いただきました。後ほど、大城教育委員には署名をお願いいたします。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。

日程1「議案第26号 平成29年度宜野湾市一般会計補正予算第2号に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○島袋清松 教育部長 議案第26号の説明を申しあげる前に、委員の皆様にお詫びを申し上げます。この議案第26号につきましては、9月の一般会計補正予算としての議案でございますので、本来、もっと早い時期に報告を申し上げ、承認を求めるべきところでありましたが、事務手続きの遅れで本日の報告になりましたことをお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは議案第26号のご説明を申し上げます。議案書の表紙を含めて、3枚程めくって頂きまして、1頁をお開き下さい。

「議案第26号平成29年度宜野湾市一般会計補正予算第2号に係る臨時代理の承認について」

宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定に基づき、別紙のとおり臨時代理したので、これを報告し、教育委員会の承認を求める。

平成29年12月22日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美

2頁をお願いいたします。臨時代理書でございます。平成29年度宜野湾市一般会計補正第2号について、市長事務部局との意見調整日程の都合上、教育委員会

を開催する暇がないため、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定により、臨時代理する。

平成29年8月18日 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美

平成29年度宜野湾市一般会計補正第2号として、次の経費を宜野湾市長に対し要求する。歳入歳出予算の補正第1条 教育関係歳出予算の総額から303万3千円を減額し、教育関係歳出予算の総額を64億779万9千円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1票 歳入歳出予算補正」による。

3頁をお願いします。3頁は、歳入歳出の款項毎の金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額になります。まず左側の表の下の段の、歳入合計欄をご覧ください。今回歳入の補正額はございませんので、補正前の額と補正後の額は同額で、27億7,249万円でございます。次に右側の歳出の合計欄をご覧ください。補正前の額が、64億1,083万2千円で、補正額が303万3千円の減額補正、補正後の歳出総額は、64億779万9千円となります。今回の補正につきましては、職員給与が主な補正内容でございます。職員給与につきましては、当初予算の中で育休、病休者等の職員給与も計上しており、毎年9月あるいは12月で補正を行っております。今回の補正第2号につきましては、今年度4月の定期人事異動に伴う職員の給与や諸手当、また、育休や休職者3ヶ月分の補正となっております。詳細につきましては、次ページ以降の事項別明細書にて、ご説明させて頂きたいと思っております。次の4頁をお願いいたします。歳出の事項別明細書になります。10款1項2目 事務局費でございますが、右側の説明欄をご覧ください。説明欄01 職員給与につきましては、学務課の職員の病気休暇によるものと、指導主事の人事異動に伴う増減でございます。管理職手当31万2千円の減額につきましては、指導課の指導主事において、教頭から教諭へ派遣入れ替えがあったため、管理職手当を減額するものでございます。

5頁をお願いします。10款2項1目 学校管理費 説明欄01 職員給与につきましては、育児休業1名と、定期人事異動に伴う増減でございます。3目 学校建設費 説明欄01 志真志小学校校舎増改築事業につきましては、財源組換えでございます。

次の6頁をお願いいたします。10款4項1目 幼稚園費 説明欄01 職員給与につきましては、嘉数幼稚園で、育児休業1名、大謝名幼稚園で産前・産後休暇1名による増減でございます。

次の7頁をお願いいたします。10款5項1目 社会教育総務費 説明欄01 職員給与につきましては、市民図書館において、育児休業1名による減額補正でございます。

次の8頁をお願いいたします。10款6項1目 保健体育総務費 説明欄01 職員給与につきましては、定期人事異動による増減、3目給食センター費説明欄01 職員給与につきましては、育児休業等による増減でございます。

以上が、議案第26号「平成29年度宜野湾市一般会計補正予算第2号に係る臨時代理の承認について」の報告になります。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

- 知念春美 教育長 はい、本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。大城委員。
- 大城進 委員 初めは予算ですね、特に金額については本当にお疲れ様です。信頼申し上げておりますが、1点か2点確認したいと思います。まず3頁の歳出合計マイナス303万3千円にかかる明細でマイナス68万7千円や20万2千円については4頁以降で整合性を確認しました。そこで、4頁以降の職員給与区分の給料と手当が書いてあるものです。4頁、そして6頁のところに給料の項目が記載していませんね。これはこの通りでいいですか、という質問でございます。大丈夫でしょうか。
- 知念春美 教育長 教育部長。
- 島袋清松 教育部長 説明欄のところですか。
- 大城進 委員 はい。4頁と6頁の説明欄の01の職員給与。左側に給料の項目がないので、なくていいですよ、ということです。5頁にはありますよね、給料というのは給料の項目にある、これは間違いありません、という確認です。
- 島袋清松 教育部長 はい。間違いありません。
- 大城進 委員 わかりました。
- 知念春美 教育長 他にございますでしょうか。平良委員、お願いします。
- 平良明子 委員 毎年いつもこの人事に関する増減はあると思うのですが、今年はいかがでしょうか。育休とか産休が多い、増減が多いという印象なのですが、その辺りいかがでしょうか。
- 島袋清松 教育部長 例年と比べてというご質問でしょうか。
- 平良明子 委員 はい。去年こんなにありましたでしょうか。幼稚園も多いとは聞いていたのですが。

- 桃原忍子 教育部次長 28年、29年を比べ同じような状況ということでございます。
- 知念春美 教育長 他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- 一同 異議なし。
- 知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「平成29年度宜野湾市一般会計補正予算第2号に係る臨時代理の承認について」を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
- 一同 異議なし。
- 知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて、「平成29年度宜野湾市一般会計補正予算第2号に係る臨時代理の承認について」を終了いたします。

続きまして、日程2「議案第27号 平成29年度宜野湾市一般会計補正予算第3号に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

- 島袋清松 教育部長 それでは、議案書9頁をお開き下さい。
議案第27号「平成29年度宜野湾市一般会計補正予算第3号に係る臨時代理の承認について」宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定に基づき、別紙のとおり臨時代理したので、これを報告し教育委員会の承認を求める。

平成29年12月22日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美

10頁をお願いいたします。臨時代理書になります。平成29年度宜野湾市一般会計補正予算第3号について、市長事務部局との意見調整日程の都合上、教育委員会を開催する暇がないため、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定により、臨時代理する。

平成29年11月30日 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。平成29年度宜野湾市一般会計補正予算第3号として次の経費を宜野湾市長に対し要求する。
歳入歳出予算の補正。第1条 教育関係歳入予算の総額に2億1,177万円を追加し、教育関係歳入予算の総額を29億8,441万円とする。また、教育関係歳出予

算の総額から 324 万 4 千円を減額し、教育関係歳出予算の総額を 64 億 455 万 5 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。繰越明許費の補正。第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。債務負担行為の補正。第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。地方債の補正。第 4 条 地方債の変更は「第 4 表 地方債補正」による。

11 頁をお願いいたします。11 頁は歳入歳出予算の款項毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額になります。まず、左側の表の下の段の、歳入合計欄をご覧ください。補正前の歳入合計欄が 27 億 7,264 万円で、今回の補正額が、2 億 1,177 万円で、補正後の歳入合計額は、29 億 8,441 万円となります。次に右側の歳出の合計欄をご覧ください。補正前の歳出合計額が、64 億 779 万 9 千円で、今回の補正額は、324 万 4 千円を減額補正し、補正後の歳出合計額は、64 億 455 万 5 千円となります。詳細につきましては、15 頁以降の事項別明細書にて、後ほど、ご説明させていただきますと思います。

次の 12 頁をお願いいたします。第 2 表 繰越明許費の補正でございます。10 款 5 項「市道宜野湾 11 号整備予定地における埋蔵文化財緊急発掘調査事業」8,593 万 6 千円の繰越手続きを取るものでございます。本事業は、今年 7 月 31 日の普天間飛行場東側フェンス沿いの一部返還に伴い、市道宜野湾 11 号の道路整備計画地内において、埋蔵文化財緊急発掘調査を実施する事業で、沖縄防衛局が 10 割負担をする文化財調査受託事業でございます。市道宜野湾 11 号の道路整備に先立ち、支障除去措置を行う沖縄防衛局より道路整備予定地の一部区間について、次年度早々の引き渡しを求められておりますので、該区間を含め市道宜野湾 11 号道路整備予定地につきましては、文化財の緊急発掘調査を速やかに着手する必要がございます。今後のスケジュールなどについて、沖縄防衛局との協議の結果、今年度内に沖縄防衛局との受託契約の締結並びに発掘調査支援業務委託の業者選定等の事務手続きを進める必要がありますことから、今回、補正予算の承認をいただき、今年度内でこれら事務手続きを進め、緊急発掘調査につきましては、事業の工程上、今年度内の完了が困難なため、年度跨ぎの発掘調査になりますことから、全額繰越手続きを取るものでございます。

次に13頁をお願いいたします。債務負担行為の補正でございます。債務負担行為補正につきましては、複写機等賃借料から、植栽等維持管理業務委託料まで、合計13件の債務負担行為になります。内容としましては、各施設の維持管理に要する委託料や機器のリースに要する経費など、各事業の性質上、空白期間が生じないように、今年度内に入札や契約等の事務手続きを行い、新年度の4月1日から適用させる必要があるために、債務負担行為を設定するものでございます。

14頁をお願いいたします。第4表 地方債の補正でございます。一番下の合計欄をご覧ください。小学校債・中学校債・幼稚園債合わせて、補正前の限度額10億3,530万円を、補正後は5億2,220万円を限度額とし、5億1,310万円減額補正するためでございます。地方債の限度額の補正理由でございますが、小学校債・幼稚園債につきましては、志真志小学校校舎、屋内運動場、幼稚園園舎増改築事業において、国庫負担金、県補助金が増額されたことによる地方債の減額補正でございます。また、中学校債につきましては、普天間中学校校舎大規模改造事業の今年度の事業費確定に伴う教育債の限度額を整理する補正でございます。

15頁をお願いいたします。15頁からが、歳入の事項別明細書になります。14款1項4目の教育費国庫負担金や、次の16頁の14款2項9目の教育費国庫補助金、それから、17頁の15款2項8目教育費県補助金などは、年度初め5月頃に補助基準単価で補助金の交付決定を受けておりますが、毎年県において、県内の各市町村の工事の実施状況調査を行い、各市町村の実施単価に近くなるよう、補助単価の加算がなされ、補助金の変更交付決定がでございます。志真志小学校校舎増改築事業や屋内運動場増改築事業、幼稚園園舎増改築事業の3事業について、今年度、補助金の変更認定通知がございましたので、その通知に基づく補助金の増額補正でございます。

16頁をお願いいたします。14款2項9目 教育費国庫補助金 1節小学校費説明欄、1つ目の丸 学校施設環境改善交付金（志真志小学校屋内運動場増改築事業）9,653万6千円、2つ目の丸 学校施設環境改善交付金（志真志小学校校舎増改築事業）5億1,691万1千円につきましても、補助単価の単価加算による国庫補助金の増額分でございます。

3節 幼稚園費 幼稚園就園奨励費私立分につきましては、市町村が実施する就園奨励事業に対して国がその経費の一部を補助するものでございますが、今回私立幼稚園に就園する子が当初見込みに比べ、10人増えたことにより、83万5千円の国庫補助金が増額されるものでございます。

4節 社会教育費 説明欄文化財発掘調査費 2,033万6千円の減額補正につきましては、普天間飛行場や西普天間住宅地区の文化財試掘調査、また、市内の個人住宅等の各種開発等に伴う緊急発掘調査に係る費用で、補助対象経費の8/10を国が補助するものでございますが、民間地の各種開発に伴う発掘調査費用を、当初予算計上時におきまして、これまでの実績に基づき、試掘調査件数8件、本発掘調査を1件分で予算計上させていただきましたが、11月末時点での今年度の実績が個人住宅建設に係る試掘調査が1件しかございませんので、今後の下半期におきましても、緊急発掘調査を要する案件は少ないと想定されますことから、委託料、使用料及び賃借料の減額補正をいたします。それから、文化財保護指導員の報酬を賃金への組み換えを行うことによる嘱託員報酬の皆減などによる事業規模の縮小に伴う、補助金の減額でございます。

17頁をお願いいたします。15款2項8目 教育費県補助金、説明欄沖縄振興公共投資交付金事業（志真志幼稚園園舎増改築事業）1,083万2千円の増額補正につきましても、先ほどご説明申し上げましたとおり、補助単価の単価加算による県補助金の増額分でございます。

18頁をお願いいたします。20款5項1目 説明欄文化財調査受託金 8,593万6千円につきましては、繰越明許費補正でご説明申し上げましたとおり、市道宜野湾11号道路整備予定地における埋蔵文化財緊急発掘調査事業で、沖縄防衛局が10割負担する文化財調査受託事業収入でございます。歳出は、27頁説明欄05で予算計上させていただいております。

19頁をお願いいたします。21款1項7目 教育債の合計、5億1,310万円の減額補正につきましては、先ほど、第3表の地方債補正でもご説明いたしましたとおり、国庫負担金や国庫補助金、県補助金が増額されたことによる地方債の減額補正でございます。

20頁をお願いいたします。20頁以降は、歳出の事項別明細書になります。2款1項1目 市民会館費の説明欄、01の市民会館維持管理事業の1,228万1千円の減額補正につきましては、13節の委託料と14節の使用料及び賃借料の契約執行残による補正減でございます。

21頁をお願いいたします。10款1項2目 事務局費の説明欄01 職員給与につきましては、当初予算において、育休、病休者等の職員給与も計上しており、毎年9月と12月で補正を行っております。今回の12月補正につきましては基本的には共済費長期追加費用負担金の利率改定に伴うものや、7月以降の休職者3ヶ

月分と、人事異動に伴う補正でございます。以下、項目毎の事業における職員給与補正につきましても同様な理由で補正を行っておりますので、各事業での説明は割愛させていただきます。

次の3目 教育指導費 説明欄01 特別支援教育支援員派遣事業 457万9千円の減額補正の主な理由につきましては、当初予算において、幼稚園15人、小学校45人、中学校20人合計80人の特別支援教育支援臨時職員の予算を確保しておりましたが、特別支援教育支援員の担い手の確保が厳しく、また、途中退職後の未配置が生じ、399万1千円を減額補正するものです。ちなみに、10月末時点では72名の配置状況でございます。

22頁をお願いいたします。10款2項3目の学校建設費 説明欄01 志真志小学校屋内運動場増改築事業の1,214万2千円の減額補正でございますが、13節の委託料250万円と15節の工事請負費964万2千円の契約執行残による減額補正でございます。

23頁をお願いいたします。10款2項3目 学校建設費説明欄02 志真志小学校校舎増改築事業927万8千円の減額補正につきましては、志真志小学校の仮設校舎いわゆるプレハブ校舎の賃貸借における契約執行残による減額補正でございます。

24頁をお願いいたします。10款3項3目 説明欄01 普天間中学校校舎大規模改造事業531万円の減額補正につきましては、校舎大規模改造事業実施設計業務委託料の入札執行残による減額補正でございます。

25頁をお願いいたします。説明欄02 私立幼稚園就園奨励補助事業は、私立幼稚園に通うお子さんの保護者に対し、保護者の経済的負担の軽減と公立・私立幼稚園の保護者負担の格差是正を図ることを目的に、幼稚園の入園料及び保育料の軽減を行った私立幼稚園に対し、補助金を支払う事業でございますが、今年度、当初の見込み177人を10人上回る187人の申請があり、294万5千円を増額補正するものでございます。説明欄03 志真志幼稚園園舎増改築事業につきましては、先月末に、幼稚園園舎も完成し、12月から新しい園舎で保育がスタートしております。13節の工事監理業務委託料で247万6千円の契約執行残、それから、15節の工事請負費は、事業費確定に伴う執行残でございます。

26頁をお願いいたします。10款5項3目 文化費 説明欄01 基地内遺跡ほか発掘調査事業の2,413万4千円の減額補正につきましては、先ほど16頁の国庫補助金の減額補正でもご説明申し上げましたが、この事業は普天間飛行場や西普

天間住宅地区の試掘調査、また、市内の個人住宅建設等の各種開発等に伴う緊急発掘調査に対応するための事業でございます。文化財保護指導嘱託員報酬1,140万円の減額補正につきましては、平成29年1月6日付けの事務連絡にて、文化庁より、文化財保護指導嘱託員の報酬は、賃金に該当しないので、補助対象外になるとの通知を受け、当初予算に計上されておりました嘱託員報酬を臨時職員報酬へ組替による皆減でございます。

次に委託料1,183万4千円及び使用料・賃借料450万8千円の減額補正につきましては、民間地の各種発掘開発に伴う発掘調査費用を当初予算計上時におきまして、過年度の実績に基づき、試掘調査件数を8件、本発掘調査を1件として予算計上しておりましたが、11月末時点で個人住宅に係る試掘調査が1件しかございませんので、今後の下半期におきましても、緊急発掘調査を要する件数は少ないと想定されますことから、これまでの実績分と今後想定されます試掘調査並びに本発掘調査の見込みを精査し、この調査規模の縮小に伴い、減額補正するものでございます。説明02 ミュージックフェスタ開催事業 30万1千円の減額補正につきましては、ミュージックフェスタ公演業務委託の契約執行残による減額補正でございます。

27頁をお願いいたします。説明欄03と04は財源組替でございます。説明欄05 市道宜野湾11号道路整備予定地における埋蔵文化財緊急発掘調査事業8,593万6千円につきましては、12頁の繰越明許費補正、18頁の受託事業収入でも説明致しましたが、普天間飛行場東側フェンス沿い一部の返還に伴い、市道宜野湾11号の道路整備計画地内において、埋蔵文化財の緊急発掘調査を実施する事業で、沖縄防衛局が10割を負担する文化財調査受託事業でございます。文化財保護指導嘱託員の報酬で、204万円、磁気探査委託や、発掘調査支援業務委託として7,909万1千円、また、車両や重機、発掘機材を借り上げるため、使用料及び賃借料385万4千円を計上しております。沖縄防衛局との協議により、今年度内に沖縄防衛局との受託契約の締結並びに発掘調査支援業務委託の業者選定等の事務手続きを進め、年度跨ぎの発掘調査になります。

4目図書館費 説明欄01 図書館管理運営費の一般臨時職員賃金図書館司書の58万8千円の減額補正につきましては、臨時職員16名の方々の任用更新に係る休みや、臨時職員1人については、5月18日からの任用になったこと等に伴う減額補正でございます。

7目学習センター費 説明欄01 スクールカウンセラー活用事業 200万2千円の減額補正についてですが、スクールカウンセラー派遣につきましては、これまで2人分のスクールカウンセラーについては、市のほうで予算化しておりましたが、平成29年度より、全て県予算で市内小中学校へ派遣することになり、スクールカウンセラー嘱託員の報酬を減額補正するものでございます。

28頁をお願いいたします。説明欄02 スクールソーシャルワーカー活用事業 250万円の減額補正につきましては、当初予算において、小学校各1名、中学校各2名、合計17名のスクールソーシャルワーカーを配置する予定でしたが、担い手が見つからず、未配置期間があったことから報酬を減額補正するものです。

29頁をお願いいたします。10款6項1目 保健体育総務費 説明欄02 体育振興運営費の減額補正につきましては、スポーツ推進員報酬において、当初、定数の25名分の推進員を予定しておりましたが、最終的には17人の委嘱に留まり、報酬で30万円の減、それから、報酬費におきましては、夏休みのプール開放事業での水泳プール監視員16名を予定しておりましたが、こちらもその担い手の確保が厳しく、結果的に12名の任用に留まったことで、報酬費において、73万2千円を減額補正するものでございます。

以上が、議案第27号「平成29年度宜野湾市一般会計補正予算第3号に係る臨時代理の承認について」の説明でございます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

- 知念春美 教育長 はい、では本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。大城委員。
- 大城進 委員 公金ですね。絶対ミスがないように色々努力はされていると思いますけれども、本当にこれについては、ダブルチェック等を是非お願いしたいと思います。そして、2、3点確認ということで、まず26頁お願いします。26頁の文化財発掘調査費が2,033万6千円と減額補正が大きいですよね。そして教育部長の説明で今回の西普天間地区はもう文化財に相当する発掘が大体それ以上ないとおっしゃいましたが、この時期とても大事な時期ですが大丈夫ですか。査定、評価はされたのでしょうか。
- 知念春美 教育長 教育部長。
- 島袋清松 教育部長 はい。それでは、ただ今のご質問、26頁の説明欄、2,033万6千円につきましては、これはあくまで財源で、国庫補助金がこれだけ減額です。事業費はその下の2,413万4千円です。先ほども少し説明申し上げましたけ

れども、当初は試掘調査・本格調査件数を例年の実績で予算計上しておりましたが、今年度は個人住宅の試掘調査が1件でございました。残り3ヶ月ございますが、これまでの推移から今年度は、あと1件ぐらいの見込みだろう、ということで減額補正しております。

○大城進 委員 分かりました。27頁と28頁を一括してもう1件です。スクールカウンセラーについては、私もはごろも学習センターの所長をしております、ニーズはとても高いです。確かに大きな減額をすることは県の補助でいいことですが、これによって何かが起こる可能性は、行政経験から大体予想できます。この点の確認が一つです。もう一つは、今後のコミュニティスクールを行うにあたり、スクールソーシャルワーカーの存在がとても大きな力を発揮しますが、このなり手が少ないのか、条件の問題があるのか等々含めて、この辺りの説明をお願いします。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 はい。まずスクールカウンセラーについて、ご説明申し上げます。本来、県のほうからスクールカウンセラーを配置するものですが、宜野湾市の場合、全区の学校にきちんと配置されておりました。そこで市の方で配置していたのですが、その後県が補助金をつけてくれたので、この200万円は減額した、ということでございます。全学校にスクールカウンセラーは配置しています。SSWにつきまして、本来は子どもと学校と家庭、それから色々な機関とをつなぐのがワーカーという仕事で、非常に責任が重大でそういう多機能を持っているということがございます。本市の青少年サポートセンターに配置されているソーシャルワーカーについては、どちらかという、仕事内容としては登校支援が主になっております。ワーカーについては一生懸命なり手を捜したのですが、志真志小学校では、少し空白の時間があつてのマイナスです。なり手を捜すのが、難しい状態です。

○知念春美 教育長 はい、よろしいでしょうか。宮城委員。

○宮城邦子 委員 はい、21頁の特別支援教育支援員派遣事業と今のところとの関連もあると思います。毎年、これを見せていただいている、未配置の時期があったり、あるいは、捜せなかったりといったことでの減額がすごくあるような感じがします。これは昨年も意見を申し上げたと思いますけれども、できればそのような状況にならないかたちでもって行ってほしい、という要望を毎年しているの

ですが。ただ、現実を探しにくい、なかなかそういう人がいない、その原因は何ですか。資格を持った人が少ないとか、なり手がいないとかですか。

○知念春美 教育長 この件に関しまして指導部長。

○甲斐達二 指導部長 はい、原因はいろいろあると思います。待遇改善等につきましては、賃金を上げたり、それから年休を取りやすくしたりする等、少しずつ見直しはしており、関係部局とはうまくいってはいます。それでも見つからないという、一番大きいのはやはり人材がいないということではないかと思えます。

○知念春美 教育長 指導部次長。

○伊佐英明 指導部次長 補足で、先ほど宮城委員からありました資格についてです。支援員ですと特に資格は必要ないのですが、今、指導部長が申しあげましたように、なかなか人材がいないということと、また途中で他人に依頼する訳にもいきませんので、ここでの要望は分かりますけれども、なかなか人材が確保できないというのが現状です。

○宮城邦子 委員 結局このような結果で困っているのは現場かな、と思います。できれば求めたいですね。行政側としても配置していきたいという思いで予算も計上してはいると思うのですが、毎回、報告の中で未配置の時期があったとか、今も何%ですとかいうような説明があるものですから、これは点検・評価の時にもこの話は出たのではないかと思うのですが、私たちからすれば、是非このようなことが縮まっていくような形で取り組んでいただきたいという思いです。はい。以上です。

○知念春美 教育長 他にございませんか。はい、平良委員。

○平良明子 委員 はい、お願いします。ご説明ありがとうございました。20頁をお願いします。総務費の市民会館費ですが、結構、一般財源で減額になっていまして、市民会館維持管理事業の委託料、使用料及び賃借料。契約執行の残という説明があったのですが、もし、差し支えなければ、内容について、教えていただければと思ひまして。

○知念春美 教育長 教育部長。

○島袋清松 教育部長 はい。まず市民会館の舞台設備と保守管理業務で、入札に当初予定した金額よりも、安価で落札したということで、その部分を減額するということになります。使用料・賃借料につきましても、契約執行残という形で、当初見込んだ額よりも実際入札した額が安くなったということで、この余り分の減額ということでございます。

- 知念春美 教育長 平良委員。
- 平良明子 委員 市民会館維持管理事業の委託料のところが入札によって減額があった、ということですね。
- 知念春美 教育長 今の説明でよろしいですか。 使用料及び賃借料に関しては、どうですか。
- 島袋清松 教育部長 はい、賃借料についても同じですが、市民会館の音響設備の機器の賃借料で、当初予算計上する時には、3社からの見積もりを取って、平均値で予算計上しているのですが、落札業者が予定価格よりも、7,000万程度の安価で当初予定した額よりも落札しています。
- 平良明子 委員 はい、分かりました。ありがとうございました。
- 知念春美 教育長 他にございますでしょうか。諸喜田委員。
- 諸喜田徹 委員 今の件なのですが、この減額になって質的にクオリティーは大丈夫ですか。今まで何%ぐらい下がりましたか。
- 知念春美 教育長 教育部長。
- 島袋清松 教育部長 これについては副市長から決裁を受ける際に、確認がありました。現館長にも本当にこの金額で8年間事業が実施できるのか確認しております。企業努力というようなかたちで我々としては捉えております。
- 諸喜田徹 委員 もっとも、その企業も精査して入札に参加しているわけですから、大丈夫だと思うのですが、少しびっくりする金額ですね。
- 知念春美 教育長 かなりの減額ですね。
- 島袋清松 教育部長 これは当局側もですね、非常に心配していました。
- 知念春美 教育長 諸喜田委員。
- 諸喜田徹 委員 別の件です。26頁の文化財保護指導の嘱託員報酬が、文化庁の予算からこれは人件費として出せません、ということで市に戻ってきたという説明でしたが、この経緯は何でしょうか。覚え書きとかですか。
- 知念春美 教育長 教育部長。
- 島袋清松 教育部長 はい。会計検査で、本来、嘱託職員の報酬は、補助の対象ではない、という指摘を受けての対応でございます。
- 諸喜田徹 委員 分からなかった、ということですか。
- 島袋清松 教育部長 29年の4月にしか通知がなく、本市の予算編成が29年1月となっております。
- 諸喜田徹 委員 なるほどね。

- 知念春美 教育長 はい、宮城委員。
- 宮城邦子 委員 非常勤職員への支出はダメだということですが、ほとんど非常勤職員じゃないですか。
- 知念春美 教育長 教育部長。
- 島袋清松 教育部長 非常勤職員と常勤職員との違いですけれども、正職員と同じような勤務時間体系というのは、常勤職員になります。臨時職員は正職員と勤務時間は一緒です。そこで臨時職員に切り替えたことになっているのですが、厳密にいうと、臨時職員でも補助の対象になるかどうかというのは、微妙だという解釈もあるようでして、今後は少しここも改善が必要ではないかと思っています。
- 知念春美 教育長 宮城委員。
- 宮城邦子 委員 土地の発掘ですよ。やっぱりこの辺を少し市長に頑張ってもらって、変な話ですけれども、いっぱいもらえるような国庫補助も含めてですね、返すみたいな感じではなく、希望としてはもらいたいです。
- 知念春美 教育長 教育部長。
- 島袋清松 教育部長 はい。市の単独費用が出ないように、是非補助金で賄えるように努力はしてみたいと思います。
- 知念春美 教育長 平良委員。
- 平良明子 委員 関連して、この国庫補助金ということで、他の事業、国の事業でも人件費というのは、なかなかつかないという感じでしょうか。もしよろしければ、事例を知りたい。
- 知念春美 教育長 教育部長。
- 島袋清松 教育部長 基本的には補助要綱というものがございますので、その要綱において補助に該当する項目が明記されております。一般的に人件費がつく場合と、つかない事業というのは、やはりあります。今回の発掘調査については、人件費はつきますけれども、報酬については補助対象外となると、補助要綱にそのような記述があるということです。
- 知念春美 教育長 はい、他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- 一同 異議なし。
- 知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「平成 29 年度宜野湾市一般会計補正予算第 3 号に係る臨時代理の承認に

ついて」を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一部 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて「平成 29 年度宜野湾市一般会計補正予算第 3 号に係る臨時代理の承認について」を終了いたします。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。続きまして、日程 3「議案第 28 号 宜野湾市立学校創立記念事業補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○甲斐達二 指導部長 はい。それでは、議案第 28 号「宜野湾市立学校創立記念事業補助金交付要綱の制定について」をご説明申し上げます。お手元の議案書 30 頁をお開きください。

議案第 28 号「宜野湾市立学校創立記念事業補助金交付要綱の制定について」

宜野湾市立学校創立記念事業補助金交付要綱を次のように制定したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求めます。

平成 29 年 12 月 22 日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美

提案理由でございますが、宜野湾市立の小学校及び中学校が創立記念事業を実施する場合において、創立記念事業期成会に対し、補助金を交付することで創立記念事業の実施の支援を図るとともに、市民及び学校関係者へ周知するため、要綱を制定する必要があります。

補足として、これまで教育長決裁の要綱で補助金を交付しておりましたが、創立記念事業の対象事業、補助金の額、対象経費について明文化を図り、広く市民及び学校関係者へ周知するため、のものとございます。では、要綱について、主なる点をご説明いたします。議案書 31 頁をお開きください。

第 1 条 趣旨としまして、本要綱は宜野湾市立の小学校及び中学校が創立記念事業を実施する場合において、記念事業期成会に対し、補助金の交付をするための必要事項を定めたものとしております。

第 2 条は、補助対象事業を定めております。第 1 項で、学校が 10 周年単位で実施する記念事業とし、通常実施される記念事業でございます。第 2 項は、前項

の規定にかかわらず、5の倍数で実施する記念事業も対象としますが、前回、補助金を交付してから10年を経過している場合としております。

第3条は、補助金の額でございます。記念事業を実施する前年度で予算計上する必要があるため、5月1日時点の「学校基本調査」の児童生徒数に1,000円を乗じて得た金額とします。ただし、創立記念事業を実施する年度の5月1日時点の「学校基本調査」の児童生徒数が前年度で補助金を要望した児童生徒数を下回る場合は、その児童生徒数に1,000円を乗じて得た金額とします。

続いて、第4条で、補助対象となる記念事業経費を第1号から第3号で明記しています。ただし、会議費、人件費、食料費及び記念品費は除くものとします。第1号は、記念式典の開催に要する経費、第2号は記念誌の発行に要する経費で、販売収入を差し引いた額とします。第3号は、教育長が備品と認める物品の購入に要する経費とします。

以下、第5条から第14条までは、交付要望や、交付申請・交付決定など事務的な事項を定めておりますので、ご参照ください。

33頁をお開きください。この要綱は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することを附則に定めております。以上、ご説明申し上げます、よろしくお願い申し上げます。

- 知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。宮城委員。
- 宮城邦子 委員 これまでもこのような形で進められて来たけれども、今回は明文化した、というふうに捉えてよろしいですか。
- 知念春美 教育長 指導部長。
- 甲斐達二 指導部長 おっしゃるとおりでございます。
- 宮城邦子 委員 何か目新しいところはない、ということですね。
- 知念春美 教育長 指導部長。
- 甲斐達二 指導部長 あります。今まで、10年を期としておりましたが、10年を越しますと、たとえば、近い学校が同じ年にやったりするということで、ずらすことが考えられます。ずらすと、これまでの要綱が10年待たないと補助できないので、今回5の倍数もしたということが、大きな変わった点でございます。
- 宮城邦子 委員 なるほどね。50周年を両方、中学校と小学校があるので、じゃ、どちらかは55周年で持ちましょう、ということもOKですよ、ということで捉えてよろしいですか。そこが変わったところですね。分かりました。

- 知念春美 教育長 他にございますでしょうか。大城委員。
- 大城進 委員 基本的なことを質問したいと思います。30 頁で地教行法 25 条の第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求めると、ありますよね。地教行法は法律ですが、法律を直接受けるというのは大きくないですか。普通は、宜野湾市教育委員会の規則等といったものを受けてから制定されると思うのですが、これは直接に地教行法からきていますか。
- 知念春美 教育長 教育部長。
- 島袋清松 教育部長 この地教行法第 25 条第 2 項第 2 号は、宜野湾市立学校創立記念事業補助金交付要綱の制定を求める根拠規定ではありません。この要綱を制定する際に必要な「教育委員会の議決」を求める根拠としての規定にあたります。また、この宜野湾市立学校創立記念事業補助金交付要綱の制定は、教育長への委任禁止事項にあたり、教育委員会の議決が必要なものであるのかという点に関しましては、この要綱の立法形式がどういう形式をとったかを押さえる必要があります。今回、名称は交付要綱となっていますが、広く学校関係者等に知らせるための告示方式をとっています。31 頁の要綱第 1 条でも、「この告示は」という書き方をしています。つまり、この要綱は立法形式であり、告示方式をとっています。告示行為は規程にあたるという解釈でありますから、先ほどの地教行法 25 条の第 2 項第 2 号は教育長への委任禁止事項であり、教育委員会の規則、規程ということですので、付議の根拠としては 25 条の 2 項 2 号で問題ないという解釈をしています。
- 知念春美 教育長 他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- 一同 異議なし。
- 知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「宜野湾市立学校創立記念事業補助金交付要綱の制定について」を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
- 一同 異議なし。
- 知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて「宜野湾市立学校創立記念事業補助金交付要綱の制定について」を終了いたします。休憩します。
-

○知念春美 教育長 再開します。続きまして、日程4「議案第29号 平成29年度管理職異動発令の内申に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。本議案は、人事に関する案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思います。審議を非公開といたしますことに、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議がないようですので、日程4 議案第29号は非公開といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○甲斐達二 指導部長 それでは、議案書 44頁をお開き下さい。

議案第29号「平成29年度管理職異動発令の内申に係る臨時代理の承認について」
宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則昭和47年教育委員会規則第5号第4条の規定に基づき、別紙のとおり臨時代理したので、これを報告し、教育委員会の承認を求める。

平成29年12月22日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美
次頁をお開き下さい。臨時代理書でございます。

平成29年度管理職異動発令の内申について、内申提出期限の都合上、教育委員会を開催する暇がないため、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則昭和47年教育委員会規則第5号第4条の規定により、臨時代理する。

平成29年12月14日 宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美

平成29年度管理職異動発令の内申について別紙のとおり沖縄県教育委員会へ内申を行う。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<非公開 審議>

○知念春美 教育長 それでは質疑も尽きたようでございますので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 はい、ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「平成29年度管理職異動発令の内申に係る臨時代理の承認につい

て」を採決いたします。本件は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて「平成 29 年度管理職異動発令の内申に係る臨時代理の承認について」を終了いたします。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。本日審議致しました議案等の字句の訂正等につきましては、教育長委任としてよろしいですか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 以上をもちまして本委員会に附議されました案件の審議は終了しました。本日の会議はこれにて閉会いたします。ご苦勞様でございました。